

(第 45 号議案)

中野区長等の給料等に関する条例（昭和 31 年中野区条例第 15 号）新旧対照表

改正案	現行																
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第 2 条 中野区長等の給料の月額（以下「給料月額」という。）は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">区長</td> <td style="text-align: right;">1, 248, 000 円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1, 001, 800 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">878, 100 円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804, 300 円</td> </tr> </table> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第 4 条 中野区長等に対しては、給料及び旅費のほか、別に定めるものを除き、通勤手当及び期末手当を支給することができる。</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～24 (略)</p> <p><u>25 第 2 条の規定にかかわらず、区長の平成 29 年 7 月分及び同年 8 月分の給料月額並びに副区長の同年 7 月分の給料月額は、同条に定める区長及び副区長の給料月額にそれぞれ 100 分の 90 を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>26 前項の規定は、第 4 条に規定する期末手当については、適用しない。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	区長	1, 248, 000 円	副区長	1, 001, 800 円	教育長	878, 100 円	常勤の監査委員	804, 300 円	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第 2 条 中野区長等の給料の月額（以下「給料月額」という。）は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">区長</td> <td style="text-align: right;">1, 248, 000 円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1, 001, 800 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">878, 100 円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804, 300 円</td> </tr> </table> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第 4 条 中野区長等に対しては、給料及び旅費のほか、別に定めるものを除き、通勤手当及び期末手当を支給することができる。</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～24 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	区長	1, 248, 000 円	副区長	1, 001, 800 円	教育長	878, 100 円	常勤の監査委員	804, 300 円
区長	1, 248, 000 円																
副区長	1, 001, 800 円																
教育長	878, 100 円																
常勤の監査委員	804, 300 円																
区長	1, 248, 000 円																
副区長	1, 001, 800 円																
教育長	878, 100 円																
常勤の監査委員	804, 300 円																